

証券コード 9904  
2019年6月11日

## 株主各位

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号

# 株式会社 ベリテ

代表取締役社長CEO ジヤベリ・アルパン・キルティクマール

## 第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後6時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

### 敬具

#### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2019年6月27日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番3号<br>ホテル横浜キャメロットジャパン4階「フェアウインドⅢ」<br>(末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第75期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件                                    |

#### 決議事項 議案 取締役5名選任の件

◆株主総会へご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.verite.jp/>)に修正後の内容を掲載いたします。

## (提供書面)

# 事 業 報 告

（2018年4月1日から）  
（2019年3月31日まで）

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善が続き、全体として緩やかな回復基調で推移する一方で、米中の通商問題の動向、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等により、日本経済の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境下において、当社としましては、コーポレート・ビジョンである「Diversity with Brilliance」を引き続き忠実に推進し、ジュエリーチェーンのパイオニアとしての豊富な実績を基に、お客様にご満足いただける質の高い接客技術の向上、顧客ニーズにあった魅力的な商品開発力の強化、粗利率の改善などへの積極的な取組みにより、いかなる環境の変化にも対応できる強固な事業基盤の構築に努めております。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,373百万円（前年同期比0.9%減）、営業利益は589百万円（前年同期比5.2%増）、経常利益567百万円（前年同期比3.3%減）、当期純利益538百万円（前年同期比8.6%減）となりました。

引き続きまして、銳意改善策を実施し、業績並びに収益の安定化へと繋げるべく、社業の発展に全社一丸となって邁進してまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、ここに改めてお願ひ申し上げる次第でございます。

## (2) 資金調達の状況

当社は2018年7月31日開催の取締役会決議に基づき、2018年8月21日に下記のとおりコミットメントライン契約を行いました。

① 用途

運転資金

② 借入先

株式会社三菱UFJ銀行

③ コミットメント総額

1,000百万円

④ コミットメント開始日

2018年8月24日

⑤ コミットメント終了日

2019年8月23日

⑥ 借入実行残高（2019年3月31日現在）

750百万円

⑦ 担保

なし

⑧ 保証

なし

## (3) 重要な資本業務提携契約の締結

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第72期 (2016年3月期)	第73期 (2017年3月期)	第74期 (2018年3月期)	第75期 (当事業年度) (2019年3月期)
売上高(百万円)	8,389	8,537	8,449	8,373
当期純利益(百万円)	24	260	589	538
1株当たり当期純利益	0円91銭	9円58銭	21円67銭	19円80銭
総資産(百万円)	8,320	8,197	8,595	8,288
純資産(百万円)	5,480	5,598	5,684	5,346
1株当たり純資産額	201円41銭	205円77銭	208円96銭	196円51銭

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

## (5) 対処すべき課題

当社は、コーポレート・ビジョン「Diversity with Brilliance」を忠実に推進し、ジュエリー チェーンのパイオニアとしての豊富な実績を基に、持続的な成長を遂げるため、以下の課題に取り組んでまいります。

### ① 商品開発力の強化

時代とともに変化する購買傾向に即した商品を開発し、販売することは、ジュエリーの販売を行う上で最も重視しなければならない課題です。当社は、消費者のニーズの的確な把握、商品開発における柔軟性の確保に努めてまいります。

### ② 接客技術の向上

当社はかねてより、お客様にご満足いただける質の高い接客技術を優先課題として取り組んでまいりましたが、引き続き人財の育成に努め、接客技術の向上を一層強化してまいります。また、新たな人財の確保にも積極的に取り組んでまいります。

### ③ コーポレート・ガバナンス強化

企業として持続的な成長を果たすため、経営の健全性及び透明性を確保してまいります。具体的には、独立社外取締役の選任、ガバナンス委員会による親会社グループとの取引に関する重要事項の審議、内部監査の人員増強と専門性の向上、従業員間のコミュニケーションの円滑化を進めることにより、グループ間取引の可視化を、今後も継続的に推進いたします。

## (6) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業内容	商品及びサービス
宝 飾 品 小 売	指輪、ネックレス、装身具、時計等

## (7) 主要な営業所及び店舗並びに使用人の状況

### ① 主要な営業所及び店舗（2019年3月31日現在）

本 社 神奈川県横浜市神奈川区

営業店舗 89店舗

宮 城 県	2 店舗	福 島 県	1 店舗	茨 城 県	4 店舗
栃 木 県	2 店舗	埼 玉 県	14 店舗	千 葉 県	14 店舗
東 京 都	11 店舗	神 奈 川 県	14 店舗	静 岡 県	4 店舗
岐 阜 県	1 店舗	愛 知 県	3 店舗	三 重 県	2 店舗
滋 賀 県	2 店舗	京 都 府	2 店舗	大 阪 府	6 店舗
兵 庫 県	5 店舗	奈 良 県	1 店舗	広 島 県	1 店舗

### ② 使用人の状況（2019年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
377名[52名]	1名減[3名減]	38.78歳	7.35年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員数は[ ]内に年間の平均人員を  
外数で記載しております。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はジュエルソース・ジャパン・ホールディングス株式会社  
で、同社は当社の株式16,450千株（議決権比率60.49%）を保有しております。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

## (9) 主要な借入先及び借入額（2019年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	750百万円

## 2. 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 27, 230, 825株
- (2) 発行済株式の総数 27, 230, 825株(自己株式 26, 092株含む)
- (3) 株主数 8, 451名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
ジュエルソース・ジャパン・ホールディングス株式会社	16, 450千株	60. 47%
大 久 保 仁 雄	919	3. 38
株 式 会 社 才 一 エ イ	770	2. 83
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社	763	2. 81
ジェーピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・ エ ス エ イ 1 3 0 0 0 0 0	247	0. 91
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	103	0. 38
山 下 広	99	0. 37
水 上 春 代	68	0. 25
ベ リ テ 従 業 員 持 株 会	68	0. 25
西 部 達 生	48	0. 18

(注) 持株比率は自己株式26, 092株を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 C E O	ジャベリ・アルパン・キルティクマール	
取 締 役	井 川 秀 典	
取 締 役	西 井 正 人	商品本部長
取 締 役	ヴィスマイ・ロヒット・パンカリア	
取 締 役	アンクール・ナレッシュ・メータ	
常 勤 監 査 役	プラシヤント・クマール	
監 査 役	寺 本 朗	
監 査 役	宇 田 川 滉 也	税理士法人宇田川会計事務所

- (注) 1. 取締役井川秀典氏及び取締役ヴィスマイ・ロヒット・パンカリア氏及びアンクール・ナレッシュ・メータ氏は社外取締役であります。
2. 監査役寺本朗氏及び宇田川滄也氏は社外監査役であります。
3. 監査役寺本朗氏は、上場企業においてカスタマーサービス、プロジェクトマネジメントその他広範囲な業務に従事された実績を有しております。
- 監査役宇田川滄也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外監査役宇田川滄也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と各社外取締役、並びに各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3)	71百万円 (6)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	14 (4)
合計 (うち社外役員)	8 (5)	85 (11)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第73期定時株主総会において年額80百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。  
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第73期定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

監査役宇田川滝也氏は、税理士法人宇田川会計事務所を経営しており、税理士を兼職しております。

当社と税理士法人宇田川会計事務所との間に特別な関係はございません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）	監査役会（12回開催）			
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 井 川 秀 典	8/13	61.5%	—	—	—
社外取締役 ヴィスマイ・ロヒット・バンカリア	12/13	92.3%	—	—	—
社外取締役 アンクール・ナレッシュ・メータ	11/13	84.6%	—	—	—
社外監査役 寺 本 朗	13/13	100%	12/12	100%	100%
社外監査役 宇 田 川 滝 也	13/13	100%	12/12	100%	100%

##### ロ. 取締役会及び監査役会における発言の状況

取締役井川秀典氏は、経営等に係る豊富な経験や高い見識に基づいた助言、提言を行っております。

取締役ヴィスマイ・ロヒット・バンカリア氏はジュエリー業界における識見を生かして、適宜取締役会において、有用な助言、提言を行っております。

取締役アンクール・ナレッシュ・メータ氏はジュエリー業界における識見を生かして、適宜取締役会において、有用な助言、提言を行っております。

監査役寺本朗氏、宇田川滝也氏は、経営等に係る豊富な経験や高い見識に基づいた助言、提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

RSM清和監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査報酬の額を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容並びに監査に関する契約内容等の資料を確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、取締役及び使用人の判断と行動の規範として「企業倫理憲章」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達、徹底することによって、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とするコンプライアンス体制を構築、整備しております。経営陣として特に厳しいコンプライアンスを求められる取締役を対象とした取締役規則を定め遵守しております。また、取締役会は、取締役相互の職務執行の監督及び意思疎通を継続的に行っております。
  - ② 代表取締役を内部統制管掌取締役及び統括責任者とした内部統制委員会を編成し、内部統制システムの構築、整備、維持、向上を図るとともに、代表取締役直属の監査室による使用人の職務執行における法令・定款・社内諸規則等の遵守について内部監査を行っております。
  - ③ 法令違反その他コンプライアンスに係る事実についての通報体制として、社内コンプライアンス窓口及び社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部公益通報保護規程」に基づく運用を行っております。
  - ④ 監査役会設置会社である当社は、取締役の職務執行を監査役監査の最も重要な対象としており、また取締役が他の取締役の法令・定款等の違反を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告しその是正を図ることとしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 管理部門担当責任者を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の統括責任者とし、それら情報の保存及び管理を「文書管理規程」に定め、保存媒体に応じた検索性の高い状態で保存、管理するものとしております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 内部統制管掌取締役を統括責任者とし、「リスク管理規程」を制定し経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築、整備しております。
  - ② 各部門・部署は経営上の危機として業務執行上予測しうるリスクの洗い出しを行い、内部統制委員会はそれらを基に各リスクのカテゴリーを識別し、リスク毎のリスク管理責任者を定め、個別リスク管理体制とともに、全社的リスク管理体制の構築を図っております。

③ 不測の経営危機事態発生時は、代表取締役を本部長として「危機対策本部」を設置し迅速な対応を行い、被害を最小限にとどめる体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、執行役員制度に基づき、取締役の経営意思決定及び経営監督への専念と、執行役員の業務執行への専念による効率的な会社運営を図るものとしております。

② 当社は、毎月取締役会を開催し、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し経営上の重要事項を審議、決定しております。

③ 取締役会決議に基づく執行役員の業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」「業務管理規程」等においてそれぞれの業務の役割・機能、責任と権限、執行手続き及び責任者を定め執行しております。隨時設置されるプロジェクト・タスクも同様であります。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中の当該使用人への指揮権は監査役に委譲され、解任・人事異動・賃金等の処遇の改定については監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとしております。

② 監査役補助使用人は、業務執行に係る役職を兼務しないこととしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われるることを確保する体制

① 監査役は、当社の業務、業績に影響を与える重要な事項につき、取締役及び使用人が監査役に報告すべき必要事項と時期の定めを含む「監査役会規程」に基づき、監査に必要な報告を得ることができます。また、前記にかかわらず監査役は必要に応じて隨時取締役及び使用人に報告を求めることができます。

② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行過程を把握するために、取締役会等、重要と判断した会議に出席し、情報を得ることができます。また、代表取締役との定期的な意見交換の場を設け意思の疎通を図っております。

③ 「内部公益通報保護規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。

また、通報者の保護を図ることを目的として、同規程の第12条において、通報者に対して不利益を課してはならない旨を定めております。

④ 監査役会規程第8条において、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担及び監査費用の予算等は、監査の開始にあたり、監査役会において協議の上、決議をもって策定する旨を定めております。

その他、監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項については、監査役会で決議できる旨を定めております。

#### (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

「取締役会規程」や各種社内規程を制定し、取締役及び使用人が、法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、リスクホットラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制の運用状況

「文書管理規程」に基づいて情報の保存及び管理が行われております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

内部統制事務局が各部門に赴き、業務プロセスの実施者とともにウォータースルーを実施することで、リスクや対応の見直しを行って内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の教育を実施しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の取締役会は毎月1回以上開催する定時取締役会のほか、緊急を要する事項がある場合には機動的に臨時取締役会を開催しており、取締役の業務執行状況の監督、重要事項に係る決定等の経営全般の意思決定機構としての機能を有しております。各組織の業績目標について定期的に総括・見直しを行い、機動的に対応しつつ、効率的な業務執行を行っております。

また、各業務の執行は各種社内規程に従って行われております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況

現在、当社の監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役には当社の業務を十分検証できる人材を配置し、監査業務を行っております。当社は、補助すべき使用人を必要に応じて置くこととし、その人事については当社の取締役と監査役にて意見交換を行い速やかに措置を講ずるものとしております。当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行するものとしております。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役会の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保しております。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制の運用状況

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との定期的な情報交換に加え、取締役が決裁した社内稟議を閲覧することで、取締役の業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めております。

また、内部監査室と定期的に内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

## **7. 株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## **8. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、安定的な配当の維持並びに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を考慮しつつ、第1四半期末日、及び第3四半期末日を基準日とする年2回の配当を基本として実施しております。

かかる方針のもと、当期は1株当たり32円の配当を行いました。

次期における1株当たりの年間配当金は19.94円を予定しています。

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	6,926	流動負債	2,899
現金及び預金	2,429	支払手形	594
受取手形	462	買掛金	492
売掛金	552	短期借入金	1,100
商品	2,970	リース債務	2
貯蔵品	110	未払費用	351
前払費用	26	未払配当金	150
未収入金	36	未払法人税等	7
預け金	338	前受金	55
その他の	0	預り金	40
貸倒引当金	△0	返品調整引当金	8
固定資産	1,361	ポイント引当金	3
有形固定資産	416	その他の	35
建物	184	固定負債	57
工具、器具及び備品	131	長期未払金	42
土地	97	負債合計	42
リース資産	2	純資産の部	
無形固定資産	10	株主資本	5,342
商標権	0	資本金	100
ソフトウエア	10	資本剰余金	4,703
投資その他の資産	934	資本準備金	25
投資有価証券	25	その他資本剰余金	4,678
出資金	0	利益剰余金	543
破産更生債権等	835	その他利益剰余金	543
長期前払費用	14	繰越利益剰余金	543
敷金・差入保証金	590	自己株式	△4
繰延税金資産	296	評価・換算差額等	3
その他の	5	その他有価証券評価差額金	3
貸倒引当金	△835	純資産合計	5,346
資産合計	8,288	負債純資産合計	8,288

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目			金 額	
売 上 高				8,373
売 上 原 価				3,523
売 上 総 利 益				4,849
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				4,260
営 業 利 益				589
當 業 外 収 益				
受 取 配 当 金	0			
そ の 他	4			5
當 業 外 費 用				
支 払 利 息	9			
手 形 売 却 損	3			
支 払 手 数 料	11			
そ の 他	2			27
經 常 利 益				567
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	1			
店 舗 撤 退 損	1			
減 損 損 失	6			10
税 引 前 当 期 純 利 益				557
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				54
法 人 税 等 調 整 額				△35
当 期 純 利 益				538

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等合計	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剩 余金合 計	その他 利益剰 余金	利益剩 余金合 計		その他 有価証 券評価 差額金	評価・換 算差額 等合計			
当期首残高	100	25	4,678	4,703	874	874	△4	5,674	10	10	5,684	
当期変動額												
剰余金の配当					△870	△870		△870			△870	
当期純利益					538	538		538			538	
自己株式の取 得							△0	△0			△0	
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									△6	△6	△6	
当期変動額合計					△331	△331	△0	△331	△6	△6	△338	
当期末残高	100	25	4,678	4,703	543	543	△4	5,342	3	3	5,346	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### a. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 商品

主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

一部商品については、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

###### ② 貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### a. 有形固定資産

###### 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### b. 無形固定資産

###### 定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### c. リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### d. 長期前払費用

###### 定額法

(3) 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 返品調整引当金

売上済商品の期末日後の返品損失に備えるため、返品率等に基づき計上しております。

c. ポイント引当金

ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

b. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

前払式証票の供託金に対する銀行保証11百万円が定期預金11百万円により担保されています。

(2) 短期借入金はコミットメントライン契約による750百万円には財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合は、本契約に係る一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済しなければならないことが定められています。

財務制限条項

(i) 2期連続して経常損益を損失としないこと。

(ii) 純資産の部の合計金額を前事業年度末日の純資産の部の合計の75%未満としないこと。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

577百万円

(4) 受取手形の割引高は408百万円であります。

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) たな卸資産に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後（洗替）の金額であり、たな卸資産評価損△0百万円が売上原価に含まれております。

##### (2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗 資産	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	東北地区	-
		関東地区	6
		中部地区	0
		近畿地区	-
		中国地区	-
合計			6

##### 減損損失の金額

建物 5 百万円

工具、器具及び備品 0 百万円

合計 6 百万円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。また、遊休資産については、個別物件ごとにグルーピングしております。

店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、または、取締役会において退店の決議がなされたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため、零としております。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 27,230千株

### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 26千株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年7月5日 取締役会	普通株式	435	16.0	2018年6月30日	2018年8月29日
2019年1月7日 取締役会	普通株式	435	16.0	2018年12月31日	2019年2月28日

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	73百万円
投資有価証券評価損	8百万円
たな卸資産評価損	5百万円
資産除去債務	26百万円
未払金	72百万円
貸倒引当金	283百万円
返品調整引当金	1百万円
ポイント引当金	11百万円
繰越欠損金	265百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	748百万円
評価性引当額	△451百万円
繰延税金資産合計	297百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	296百万円

## 7. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社オフィスや店舗の定期建物賃貸借契約に基づき、本社又は店舗の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当該見積りにあたり、使用見込期間は入居からの平均撤退年数等を採用しております。

当事業年度において、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は、78百万円であります。また、当事業年度における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の増減について、重要なものはありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、未収入金及び預け金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,429	2,429	-
(2) 受取手形	462	462	-
(3) 売掛金	552	552	-
(4) 未収入金	36	36	-
(5) 預け金	338	338	-
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	25	25	-
(7) 破産更生債権等	835		
貸倒引当金（※）	△835		
(8) 敷金・差入保証金	25	25	0
資産計	3,871	3,871	0
(1) 支払手形	594	594	-
(2) 買掛金	492	492	-
(3) 短期借入金	1,100	1,100	-
(4) 未払金	351	351	-
負債計	2,538	2,538	-

（※）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金並びに (5) 預け金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (7) 破産更生債権等  
破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。
- (8) 敷金・差入保証金  
将来返還される建設協力金等の差入預託保証金及び一定期間にわたって割賦返還される差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金並びに (4) 未払金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	0
敷金・差入保証金(※2)	565
合計	565

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(※2) 貸借物件等に係る敷金・差入保証金のうち、期限の定めのない賃貸借契約に基づくものについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、「(8) 敷金・差入保証金」に含めておりません。

## (注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	2,429	-	-	-	-	-
受取手形	462	-	-	-	-	-
売掛金	552	-	-	-	-	-
未収入金	36	-	-	-	-	-
預け金	338	-	-	-	-	-
敷金・差入保証金	23	2	0	0	-	-
合計	3,842	2	0	0	-	-

※破産更生債権等につきましては、回収時期を合理的に見込むことができないため記載しておりません。

## (注) 4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,100	-	-	-	-	-
合計	1,100	-	-	-	-	-

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 196円51銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 19円80銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社ベリテ 取締役会 御中

RSM清和監査法人

指 定 社 員	公認会計士	藤 本	亮	(印)
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公認会計士	戸 谷 英 之	(印)	
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベリテの2018年4月1日から2019年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社ベリテ 監査役会

常勤監査役 プラシャント・クマール ㊞  
社外監査役 寺本 朗 ㊞  
社外監査役 宇田川 滉也 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

### 議案 取締役 5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）の任期が満了します。つきましては、取締役 5名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	ジャベリ・アルパン・キルティクマール (1978年9月19日)	1997年9月 ディミンコ・ジャパン株式会社入社 (2014年5月 ジュエルソース・ジャパン株式会社へ商号変更) 2003年3月 同社取締役営業部長 2008年6月 当社取締役営業統括本部長 2009年8月 当社取締役店舗開発担当 2012年7月 当社パンドラ事業部長 2014年10月 当社代表取締役社長CEO(現任)	14千株
2	西井正人 (1974年11月10日)	1999年4月 株式会社宝林入社 (2004年10月 株式会社サハダイヤモンドへ商号変更) 2003年8月 有限会社京都アダマス入社 2008年2月 ディミンコ・ジャパン株式会社 ジュエリーセクションマネージャー (2014年5月 ジュエルソース・ジャパン株式会社へ商号変更) 2014年6月 当社取締役 2015年4月 当社常勤取締役(当社商品本部長) (現任)	2千株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	井川秀典 (1958年6月8日)	<p>1994年1月 ファイナンシャルサービスセンター (米国法人) C F O</p> <p>1999年1月 同社シニアファイナンシャルコンサルタント</p> <p>2003年1月 ロパート・ハーフ・インターナショナル・マネジメント・リソーシズ(米国、ヨーロッパ、韓国、東京) インターナルコントロールコンサルタント、サーベンス・オクスリーマネージャー</p> <p>2007年1月 フィリップモ里斯ジャパン ファイナンシャルマネージャー</p> <p>2007年1月 フィリップモ里斯 ファイナンシャルマネージャー</p> <p>2009年1月 ギルソングループ コンサルタント (現任)</p> <p>2013年6月 当社取締役 (現任)</p>	—
4	ヴィスマイ・ロビット・バンカリ亞 (1976年6月16日)	<p>1995年4月 ナレンドラグループでラフダイヤモンドの分類およびマーキングを研修</p> <p>1997年4月 スーラジダイヤモンドビービーイエー社と協力しムンバイ事務所用のラフダイヤモンド購買業務</p> <p>2000年4月 ベアクリエーション社でプラチナおよびゴールドをちりばめたジュエリー製造を研修</p> <p>2001年4月 シッダハントダイヤモンド社工場長</p> <p>2005年4月 オーナメンテーション工場長 (現任)</p> <p>2015年6月 当社取締役 (現任)</p>	—
5	アンクール・ナレッシュ・メータ (1985年3月23日)	<p>2005年4月 ダイアベックスNV (ベルギー) 認定HRDダイヤモンドグレーダー</p> <p>2008年4月 スタリオンプロバティーズ (アラブ首長国連邦) 会長 (現任)</p> <p>2008年4月 ダイヤモンドビレッジDMCC (アラブ首長国連邦) セールスディレクター (現任)</p> <p>2015年4月 同社海外支店統括 (香港、ロサンゼルス、ムンバイ) (現任)</p> <p>2017年6月 当社取締役 (現任)</p>	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 井川秀典氏、ヴィスマイ・ロヒット・バンカリア氏、アンクール・ナレッシュ・メータ氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由

井川秀典氏は、財務経理業務に高い見識を有し、且つ、内部統制業務において、世界標準となりつつあるサーベンス・オクスリー法にも豊富な知識を有していることから、当該見識を当社経営に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

ヴィスマイ・ロヒット・バンカリア氏は、宝飾業界において、長年にわたり、商品の製造・仕入・検品・販売業務に携わり、その知見・識見の蓄積は、当社の社外取締役として、営業戦略ならびに事業運営に、極めて有益に反映されるものと思料されるこどから、社外取締役として選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

アンクール・ナレッシュ・メータ氏は、認定HRDダイヤモンドグレーダーであり、宝飾業界において、長年にわたり、輸入・輸出業務に携わり、海外展開の知識・経験も豊富であることから、当該見識を当社経営に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社は井川秀典氏、ヴィスマイ・ロヒット・バンカリア氏、アンクール・ナレッシュ・メータ氏の選任をご承認いただいた場合は、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

以上

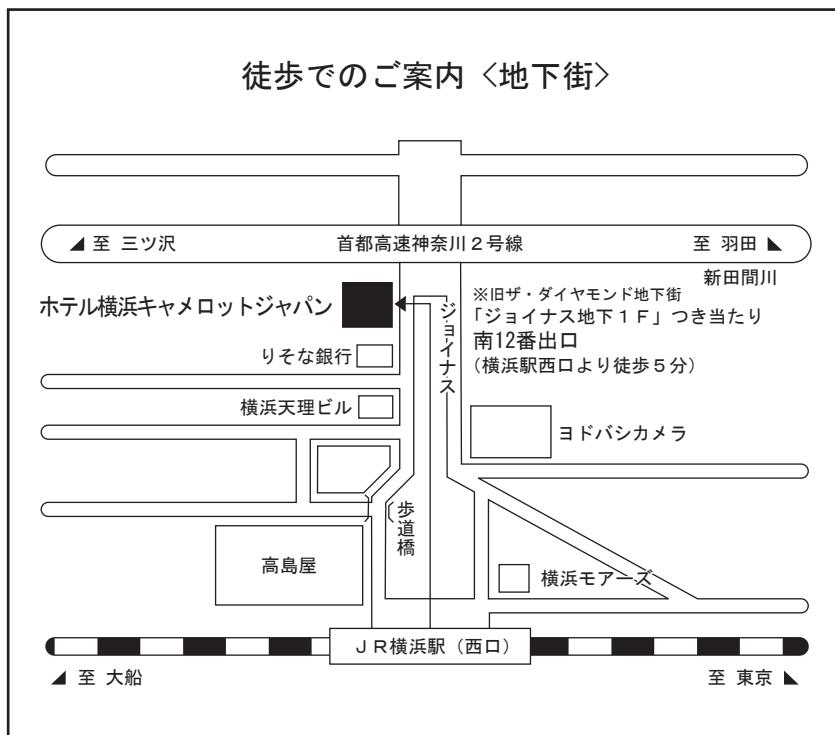
メモ

## 会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番3号

ホテル横浜キャメロットジャパン 4階「フェアウィンドⅢ」

電話 045-312-2111（代表）



J R・東急・京急横浜駅西口より徒歩5分

相鉄・市営地下鉄横浜駅より徒歩5分

当時は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、  
お車でのご来場はご遠慮願います。